

あきる野の宝

「五日市憲法」を学ぶ

プログラム

- 司会：華房千代子
- 開会の挨拶：瀬沼辰正
- 群読「日本国憲法（部分）」：あじさいの会
- 講演「五日市憲法を学ぶ」

講師：江井 秀雄氏

プロフィール：民衆思想史研究所 代表。1940 年生まれ。1968 年、東京経済大学色川大吉教授とともに旧深沢家の土蔵に入って五日市憲法を発見した一人で、草案起草者の千葉卓三郎の研究をして著書に「民権運動に輝いた青春」や「民衆憲法の創造」などがあります。和光大学や東京経済大学の講師を歴任し、都立高校で教鞭をとりました。

- 質疑応答
- 閉会の挨拶：前田 眞敬



五日市憲法草案の碑(会場向側)

2007年12月8日(土) 午後 1:30 ~ 4:00

五日市地域交流センター(旧五日市庁舎)2階第4~6会議室

主催：憲法9条で平和を守る あきる野9条の会

後援：あきる野市教育委員会

「五日市憲法を学ぶ」 - 自由民権運動と私擬憲法草案 -

2007.12.8 江井 秀雄

多摩の自由民権運動と私擬憲法を考える

多摩の自由民権には

変革期に起こる奇跡 放浪型の変革者が、その体験と精神的・思想的受容の中で独自の人間形成 在地型人間にないスケール

スパークした接点により大きなエネルギー

二つの条件が揃ってはじめて時代を揺り動かす大きなエネルギー

自由民権運動は、こうした在地のエネルギーとそれを覆う外からのエネルギー

閉じられた村落世界を外に向かって開く(その要素は共同体の中に潜在していた)幕末を考えよう

五日市憲法の生まれる背景に

結社とその活動

結社の概念? 未知の思想

多数決の原理(西洋型民主的原理)

日本的民主主義は?

地域の環境(条件)

五日市の場合一市の発展

川からの啓蒙(往来による都市と村落)進んだ農村

起草者千葉卓三郎とは

宮城県出身の、全く無名の千葉卓三郎(1852~1883)をなぜ見つけたのか?

31歳で死んだこと、中央には一度もその名を現したことがなかったこと

彼は大日本帝国憲法が施行された9年前の明治14年に、204条にもわたる民主的な私擬憲法草案を作製していたこと。しかもこの憲法は76年もの間、山村の土蔵の中に眠っていたこと 卓三郎を追って

見えてきた、その出身・出生・人生観

卓三郎と邂逅する私

五日市憲法はどのようにして生まれたか



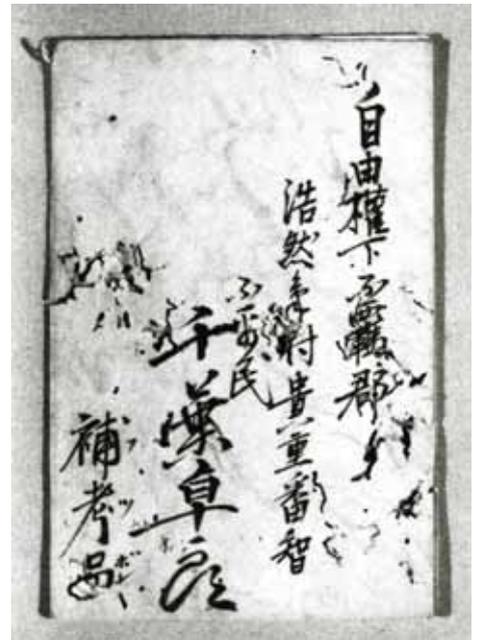
五日市憲法草案が発見された当時の深沢家の土蔵



陸前国栗原郡白幡町(現栗原市)の卓三郎の生家跡



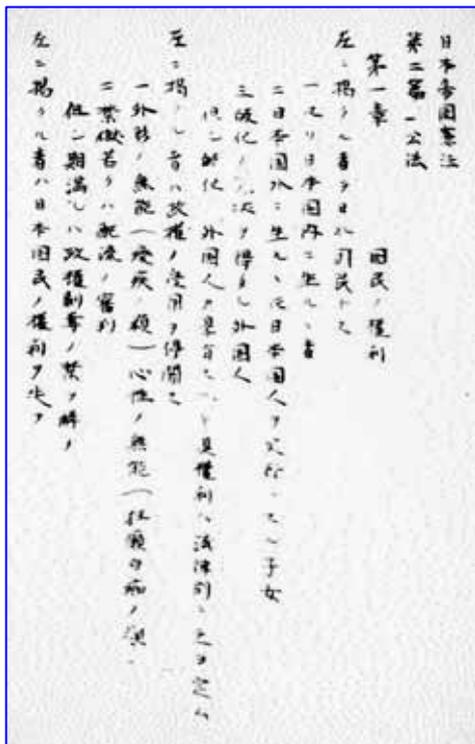
卓三郎が学んだ書きこみのある法律書



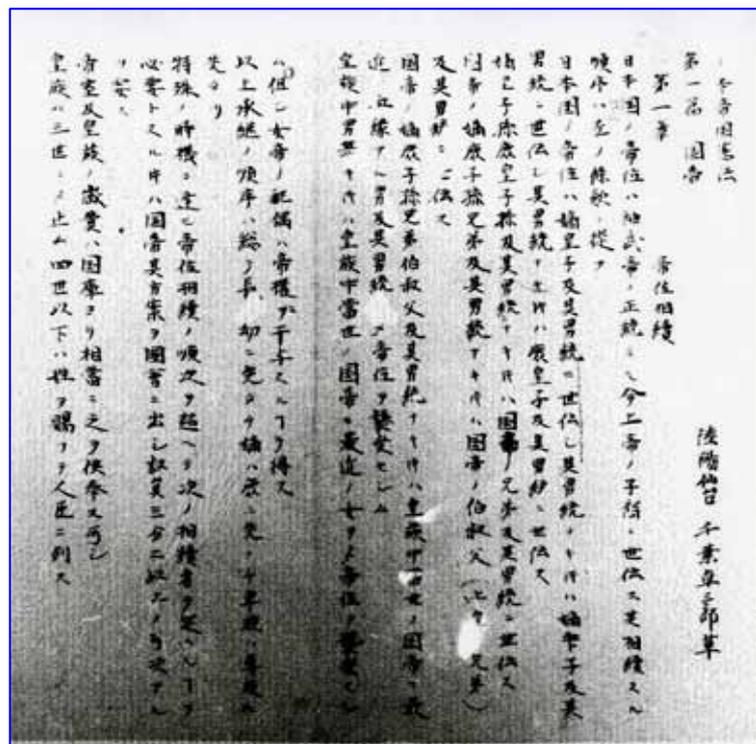
卓三郎の住所は
「自由権(県)下不羈郡
浩然気村貴重番地」とある



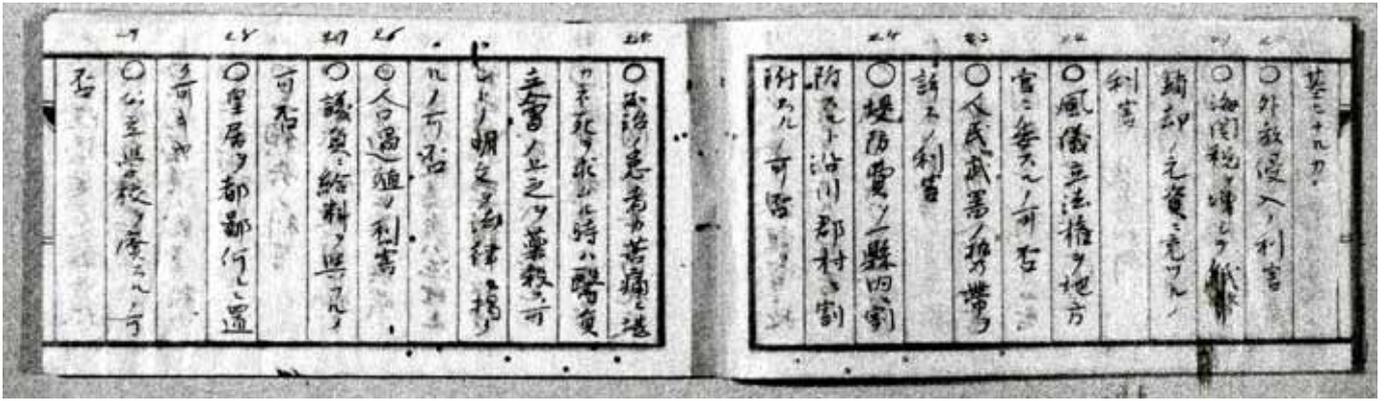
五日市の民権
運動で学習され
た蔵書の一部。
一般には手に入
らなかったものも
ある



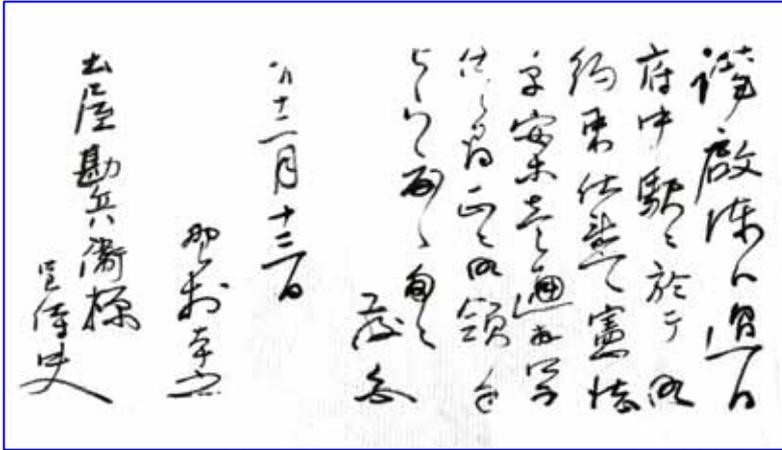
憲法草案の国民ノ権利ノ条文



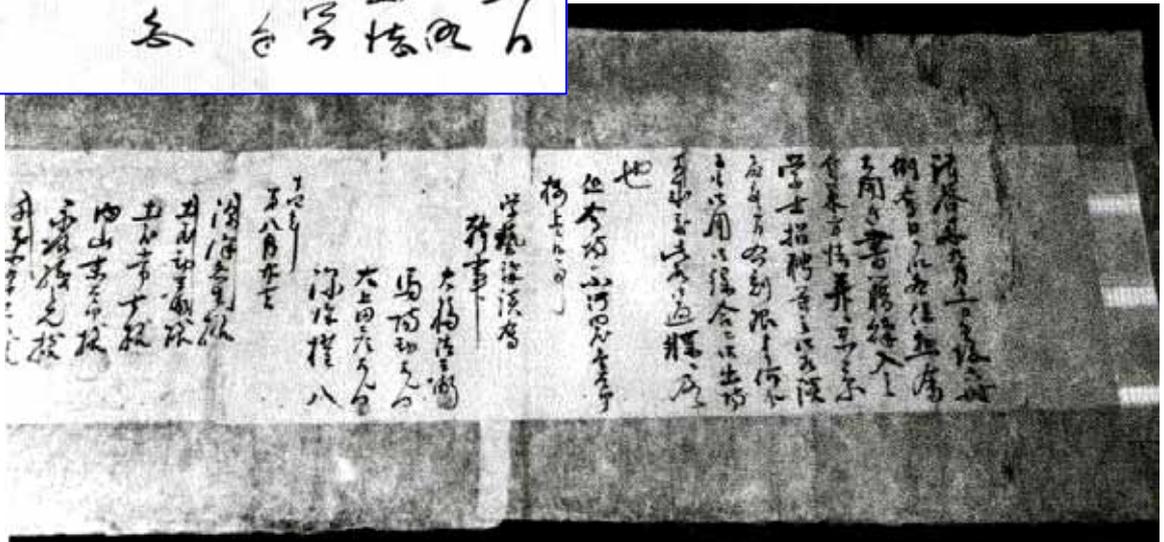
陸陽仙台千葉卓三郎とある憲法草案の最初のページ



深沢権八が書きしるした「討論題集」



土屋勘兵衛宛の野村本工門の書簡。五日市が嘸鳴社憲法を入手していたことがわかる



学芸講談会の開催を知らせる回状

日本帝国憲法(部分 / 五日市憲法草案)

第二篇 公法

第一章 国民ノ権利

- 四二 左ニ掲クル者ヲ日本国民トス
 - 一 凡ソ日本国内ニ生ルハ者
 - 二 日本国外ニ生ルハモ日本人ヲ父母トスル子女
 - 三 帰化ノ許状ヲ得タル外国人
但シ帰化ノ外国人カ享有スヘキ其権利ハ法律別ニ之ヲ定ム
- 四三 左ニ掲クル者ハ政権ノ受用ヲ停閣ス
 - 一 外形ノ無能(痲疾ノ類)心性ノ無能(狂癲白

痴ノ類)

- 二 禁獄若クハ配流ノ審判
但シ期満レハ政権剥奪ノ禁ヲ解ク
- 四四 左ニ掲クル者ハ日本国民ノ権利ヲ失フ
 - 一 外国ニ帰化シ外国ノ籍ニ入ルモノ
 - 二 日本帝国ノ允許ヲ經スシテ外国政府ヨリ官職爵位称号若クハ恩賞禁ヲ受クル者
- 四五 日本国民ハ各自ノ権利自由ヲ達ス可シ他ヨリ妨害ス可ラス且国法之ヲ保障ス可シ
- 四六 日本国民ハ国憲許ス所ノ財産知識アル者ハ国事政務ニ参与シ之レカ可否ノ発言ヲナシ之ヲ議

スルノ権ヲ有ス
四七 凡ソ日本国民ハ族籍位階ノ別ヲ問ハス法律上ノ前ニ対シテハ平等ノ権利タル可シ
四八 凡ソ日本国民ハ日本全国ニ於テ同一ノ法典ヲ準用シ同一ノ保護ヲ受ク可シ地方及門閥若クハ一人一族ニ与フルノ時権(ママ)アルコトナシ
四九 凡ソ日本国ニ在住スル人民ハ内外国人ヲ論セス其身体生命財産名誉ヲ保固ス
五〇 法律ノ条規ハ其効ヲ既往ニ及ホスコアル可ラス
五一 凡ソ日本国民ハ法律ヲ遵守スルニ於テハ万事ニ就キ予メ検閲ヲ受クルコトナク自由ニ其思想意見論説図繪ヲ著述シ之ヲ出版頒行シ或ハ公衆ニ対シ講談討論演説シ以テ之ヲ公ニスルコトヲ得ヘシ
但シ其弊害ヲ抑制スルニ須要ナル処分ヲ定メタルノ法律ニ対シテハ其責罰ヲ受任ス可シ
五二 凡ソ思想自由ノ権ヲ受用スルニ因リ犯ス所ノ罪アルトキハ法律ニ定メタル時機并ニ程式ニ循ヒテ其責ヲ受ク可シ著刻犯(ママ)ノ輕重ヲ定ムルハ法律ニ定メタル特例ヲ除クノ外ハ陪審官之ヲ行フ
五三 凡ソ日本国民ハ法律ニ拠ルノ外ニ或ハ彊テ之ヲ為サシメラレ或ハ彊テ之ヲ止メシメラルハ等ノコトアル可ラス
五四 凡ソ日本国民ハ集会ノ性質或数人連署或ハ一個人ノ資格ヲ以テスルモ法律ニ定メタル程式ニ循ヒシ皇帝国会及何レノ衙門ニ向テモ直接ニ奏呈請願又上書建白スルヲ得ルノ権ヲ有ス
但シ該件ニ因テ牢獄ニ囚附セラレ或ハ刑罰ニ処セラルハコトアル可ラス若シ政府ノ処置ニ関シ又国民相互ノ事ニ関シ其他何ニテモ自己ノ意ニ無理ト思考スルコトアレハ皇帝国会何レノ衙門ニ向テモ上書建白請願スルコトヲ得可シ
五五 凡ソ日本国民ハ華土族平民ヲ論セス其才德器能ニ応シ国家ノ文武官僚ニ拝就(ママ)スル同等ノ権利ヲ有ス
五六 凡ソ日本国民ハ何宗教タルヲ論セス之ヲ信仰スルハ確認ノ自由ニ任ス然レドモ政府ハ何時ニテモ国安ヲ保シ及各宗派ノ間ニ平和ヲ保存スルニ应当ナル処分ヲ為スコトヲ得
但シ国家ノ法律中ニ宗旨ノ性質ヲ負ハシムルモノハ国憲ニアラサル者トス
五七 凡ソ何レノ勞作工業農耕ト雖ドモ行儀風俗ニ戾リ国民ノ安寧若クハ健康ヲ傷害スルニ非レハ之ヲ禁制スルコトナシ
五八 凡ソ日本国民ハ結社集会ノ目的若クハ其社会ノ使用スル方法ニ於テ国禁ヲ犯シ若クハ国難ヲ醸スヘキノ状ナク又戎器ヲ携フルニ非スシテ平穩ニ結社集会スルノ権ヲ有ス
但シ法律ハ結社集会ノ弊害ヲ抑制スルニ須要ナル処分ヲ定ム

五九 凡ソ日本国民ノ信書ノ秘密ヲ侵スコトヲ得ス其信書ヲ勾収(ママ)スルハ現在ノ法律ニ依リ法ニ適シタル拿捕又ハ探索ノ場合ヲ除クノ外戦時若クハ法衙ノ断案ニ拠(ル)ニ非レバ之ヲ行フコトヲ得ス
六〇 凡ソ日本国民ハ法律ニ定メタル時機ニ際シ法律ニ定セル規程ニ循ヒスルニ非レハ之ヲ拘引召喚囚捕禁獄或ハ強テ其屋戸鎖ヲ打開スルコトヲ得ス
六一 凡ソ日本国民各自ノ住居ハ全国中何(如)ニテモ其人ノ自由ナル可シ而シテ他ヨリ之ヲ侵ス可ラス若シ家主ノ承允ナク或ハ家内ヨリ招キ呼フコトナク又火災水災等ヲ防禦スル為ニ非スシテ夜間人ノ家ニ侵シ入ルコトヲ得ス
六二 凡ソ日本国民ハ財産所有ノ権ヲ保固ニス如何ナル場合ト雖ドモ財産ヲ没収セラルハコトナシ公規ニ依リ其公益タルヲ証スルモ仍ホ時ニ応シスル至当ナル前価ノ賠償ヲ得ルノ後ニ非レハ之レカ財産ヲ買上ラルハコトナカル可シ
六三 凡ソ日本国民ハ国会ニ於テ決定シ国帝ノ許可アルニ非レハ決シテ租稅ヲ賦課セラルハコトナカル可シ
六四 凡ソ日本国民ハ当該ノ裁判官若クハ裁判所ニ非レハ縱令既定ノ刑法ニ依リ又其法律ニ依リ定ムル所ノ規程ニ循フモ之ヲ亂治裁審スルコトヲ得ス
六五 法律ノ正条ニ明示セル所ニ非レハ甲乙ノ別ヲ論セス拘引逮捕糺弾処刑ヲ被ルコトナシ且ツツタヒ処断ヲ得タル事件ニ付再次ノ糺弾ヲ受ク可ラス
六六 凡ソ日本国民ハ法律ニ掲ケル場合ヲ除クノ外之ヲ拿捕スルコトヲ得ス又拿捕スル場合ニ於テハ裁判官自ラ署名シタル文書ヲ以テ其理由ト効告者ト承認ノ名ヲ被告者ニ告知ス可シ
六七 總テ拿捕シタル者ハ二十四時間内ニ裁判官ノ前ニ出スコトヲ要ス拿捕シタル者ヲ直ニ放免スルコト能ハサルトキニ於テハ裁判官ヨリ其理由ヲ明記シタル(ル)宣告狀ヲ以テ該犯ヲ禁錮ス可シ右ノ宣告ハ力(つと)(メテ)可能的迅速ヲ要シ遅クモ三日間内ニ之ヲ行フ可シ
但シ裁判官ノ居住ト相鄰接スル府邑村落ノ地ニ於テ拿捕スルトキハ其時ヨリ二十四時間内ニ之ヲ告知ス可シ若シ裁判官ノ居住ヨリ遠隔スル地ニ於テ拿捕スルトキ(ハ)其距離遠近ニ準シ法律ニ定メタル当応ノ期限内ニ之ヲ告知ス可シ
六八 右ノ宣告狀ヲ受ケタル者ノ求ニ因リ裁判官ノ宣言シタル事件ヲ遲滞ナク控訴シ又上告スルコトヲ得ヘシ
六九 一般犯罪ノ場合ニ於テ法律ニ定ムル所ノ保釈ヲ受クル権ヲ有ス
七〇 何人モ正当ノ裁判官ヨリ阻隔セラ(ル)ハコトナシ是故ニ臨時裁判所ヲ設立スルコトヲ得可ラス
七一 国事犯ノ為ニ死刑ヲ宣告サルハコトナカル可シ
七二 凡ソ法ニ違フテ命令シ又放免ヲ怠リタル拿捕

ハ政府ヨリ其損害ヲ被リタル者ニ償金ヲ払フ可シ
 七三 凡ソ日本国民ハ何人ニ論ナク法式ノ徵募ニ膺
 リ兵器ヲ擁シテ海陸ノ軍伍ニ入り日本国ノ為ニ防護
 ス可シ
 七四 又其所有財産ニ此率(ママ)シテ国家ノ負担
 (公費租税)ヲ助クルノ責ヲ免ル可ラス皇族ト雖ドモ
 税ヲ除免セラルハコトヲ得可ラス
 七五 国債公債ハ一般ノ国民タル者其負担ノ責ヲ免
 ル可ラス
 七六 子弟ノ教育ニ於テ其学科及教授ハ自由ナル
 者トス然レドモ子弟小学ノ教育ハ父兄タル者ノ免ル
 コラサル責任トス
 七七 府県令ハ特別ノ国法ヲ以テ其綱領ヲ制定セラ
 ル可シ府県ノ自治ハ各地ノ風俗習例ニ因ル者ナル
 カ故ニ必ラス之ニ干渉妨害ス可ラス其権域ハ国会ト
 雖ドモ之ヲ侵ス可ラサル者トス

第三篇 立法権

第一章 民撰議院

七八 民撰議院ハ撰挙会法律ニ依リ定メタル規程ニ
 循ヒ撰挙ニ於テ直接投籤法ヲ以テ単撰シタル代民
 議院ヲ以テ成ル
 但シ人口二十万人ニ付一員ヲ出ス可シ
 七九 代民議員ノ任期三カ年トシニカ年毎ニ其半数
 ヲ改選ス可シ
 但シ幾任期モ重撰セラルハコトヲ得
 八〇 日本国民ニシテ俗籍ニ入り(神官僧侶教導職
 耶蘇宣教師ニ非ル者ニシテ)政權民權ヲ享有スル
 満三十歳以上ノ男子ニシテ定額ノ財産ヲ所有シ私
 有地ヨリ生スル歳入アルコトヲ証明シ撰挙法ニ定メ

タル金額ノ直税ヲ納ルハ文武ノ常識ヲ帯ヒサル者
 ハ撰挙法ニ遵ヒテ議員ニ撰挙セラルハヲ得〔ス〕
 八一 凡ソ此ニ掲ケタル分限ト要款トヲ備具スル日
 本国民ハ被選挙人ノ半数ハ其区内ニ限リ其半数
 ハ何レノ県ノ区ニモ通シテ選任セラルハコトヲ得
 但シ元老院ノ議官ヲ兼任スルコトヲ得ス
 八二 代民議員ハ(撰挙セラルタル地方ノ總代ニ非
 ス)日本全国民ノ總代人ナリ故ニ撰挙人ノ教令ヲ
 受クルヲ要セス
 八三 婦女未成年者治産ノ禁ヲ受ケタル者白痴瘋
 癪ノ者住居ナクシテ人ノ奴僕雇傭タル者政府ノ助
 成金ヲ受クル者及常時犯罪ヲ以テ徒刑一ヶ年以
 上実決ノ刑ニ処セラレタル者又稟告サレタル失踪
 人ハ代民議員ノ撰挙人タルコトヲ得ス
 八四 民撰議院ハ日本帝国ノ財政(租税 国債)ニ
 関スル方案ヲ起草スルノ特權ヲ有ス
 八五 民撰議院ハ往事ノ施政上ノ検査及施政上ノ
 改正ヲ為スノ權ヲ有ス
 八六 民撰議院ハ行政官ヨリ出セル起議ヲ討論シ
 又国帝ノ起議ヲ改竄スルノ權ヲ有ス
 八七 民撰議院ハ緊要ナル調査ニ関シ官吏並ニ人
 民ヲ召喚スルノ權ヲ有ス
 八八 民撰議院ハ政事上ノ非違アリト認メタル官吏
 (執務官 參議官)ヲ上院ニ提喚弾劾スル特權ヲ
 有ス
 八九 民撰議院ハ議員ノ身上ニ関シ左ノ事項ヲ処
 断スルノ權ヲ有ス
 一 議員民撰議院ノ命令規則若クハ特權ニ
 違背スル者
 二 議員撰挙ニ関スル訴訟 (以下略)

学芸講談会盟約

第一章 会 則

第一条 本会ハ名ヲ学芸講談会ト云フ
 第二条 本会ハ万般ノ学芸上ニ就テ講談演説或
 ハ討論シ以テ各自ノ智識ヲ交換シ氣力
 ヲ興奮セン事ヲ要ス
 第三条 本会ハ日本現今ノ政事法律ニ関スル事
 項ヲ講談論議セズ
 第四条 本会ハ時時他ヨリ高尚ノ人物ヲ聘シ講
 談演説ヲナサシム
 第五条 会員ハ各自智識ノ進歩ヲ計ラン為メ本
 会ニ備ヘ置ク書籍ヲ閲読スルヲ得
 但シ貸借法ニ從フ可シ
 第六条 会員タルモノハ品行ヲ方正ニシ世ノ信
 ニ背カザラン事ヲ要ス
 第七条 本会ハ当分ノ内五日市町二本組ヲ設ケ
 各地ニ支組ヲ置ク
 但シ各地方ノ名称ニ從フ
 第八条 本会ノ主義ヲ擴張セントタメ時トシテ遊

説委員ヲ各地ニ派出スル事アルベシ

第二章 細 則

第九条 会務ヲ整理セントタメ公撰ヲ以テ正副名
 主各一名年寄五名勘定方二名組頭若干
 名ヲ置ク
 一款 正副名主ハ本会ノ全体ニ係ル事務ヲ
 管ス
 二款 年寄ハ会中ノ利害ニ関スル重要ノ事件
 ヲ會議ス
 三款 勘定方ハ一切ノ會計及ヒ所有品監護等
 ノ諸事ヲ掌ドル
 四款 組頭ハ常ニ其組ヲ管シ兼テ本会ノ議事
 ニ參シ本会ノ事業ヲ翼賛ス
 第十条 盟約ヲ修正シ又ハ役員ヲ改撰セントタメ
 半年毎ニ一回ノ總會議ヲ開ク
 但シ期日ハ名主之ヲ定ム
 第十一条 会員タラント欲スル者ハ組頭ノ承認
 ヲ得自ラ会員名簿ヘ署名スベシ

第十二条 本会ハ毎月一日十一日二十一日ヲ以テ適宜ノ場所ニ開ク
但シ名主ノ見込ヲ以テ延期シ或ハ臨時開会スル事アルベシ

第十三条 会費ハ分テ二トナシーヲ定費トシーヲ臨時費トナシ定費ハ毎月金五銭ヲ徴シ臨時費ハ支払決算ノ上徴収ス

第十四条 勘定方ハ出納帳ヲ製シ半年毎ニ其精算ヲ見スベシ

第十五条 名主ハ入会退会者アル毎ニ之ヲ会員ニ知ラスベシ

第十六条 組頭ハ出席名簿ヲ製シ毎会々員ノ出席ヲ記ス

第十七条 開会ノ当日講談演説ヲナサントスル者ハ豫メ該題ヲ年寄ニ届ケ年寄ハ之ヲ会場ニ掲出スベシ

第十八条 以上議定スル所ノ盟約ヲ遵守セザル者ハ名主之ヲ年寄會議ニ問ヒ其可決ニヨリテ処分ス
但シ一旦退会ノ処分ヲ受ケシモノハ三十日以上謹慎ヲ表スルノ後ニ非レバ再び本会ニ入ルヲ得ズ

附 則

第一条 凡ソ人ハ公平無私ニシテ人ヲ愛ス己ノ如クナルベキハ固ヨリ論ナク殊ニ我會員ハ俱ニ共ニ自由ヲ開拓シ社会ヲ改良

スルノ重キニ任シ百折不撓千挫不屈ノ精神ヲ同クスルノ兄弟骨肉ナレハ特ニ互ニ相敬愛親和スル事一家親族ノ如クナルベシ

第二条 会員ハ互ニ艱難相救ヒ緩急相援ケ疾病災変ノ事アレバ相互ニ慰安スベシ

第三条 会員ニシテ会外ヨリ被告セラルル事アレバ其民刑大小ヲ論セス必ス先ツ之ヲ本会ノ組頭ニ告ケ組頭之ヲ年寄ニ謀リ年寄之ヲ会員中法律ニ明カナル者ト特議シ以テ其答弁方ヲ指諭スヘシ

第四条 会員中相互ニ起訴スベキ事件アレハ其民刑大小ヲ論セス必ス先ツ之ヲ本会ノ組頭ニ訴ヘ組頭之ヲ年寄ニ議シ年寄之ヲ力調停勸解或ハ審理裁判ヲナス可シ

第五条 若シ其調停勸解或ハ審理裁判ヲ以テ不当ナリト思惟スルトキハ双方共更ニ之ヲ政府ノ法衙ニ鳴ス亦固ヨリ妨ゲナシ

第六条 会員ニシテ会外ヨリ本会ニ被告セラレシトキト雖トモ亦第四条第三条ノ例ニ従フ

第七条 会員中ニ於テ汚名不徳ノ流言物議ヲ受クル者アレバ年寄為ニ再三規諒ヲ加ヘ若シ其実ナキカ或ハ懊悔ノ情ナシト認ムルトキハ盟約本則第十八条ニ照ラシテ処分スヘシ

25人が綴る戦争の時代

あきる野9条の会・戦争を語りつぐ会篇



「私たちの戦争体験記」

B5版
40ページ
新発売
ぜひ
お読みください

350円

A9シール 100円

車や玄関、郵便受けなどに張りましょう。
1シート3枚。



あきる野9条の会は、
「憲法9条を守る市民へのアピール」への
賛同署名を呼びかけています
皆様の署名をお願いします

憲法九条で平和を守る
あきる野9条の会
事務局：あきる野市二宮 1421-4
電話：042-558-7857(前田)
発行：2007年12月8日